

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第15次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
508 916	外国人家事使用人の雇用主たる外国人の要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第2号及び別表第2	平成20年度中に結論	外国人家事使用人の雇用主たる外国人に係る要件について、例えば、「病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの」に共働き世帯であることも対象となり得よう、関係告示における要件の運用の改善などの検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	全国で実施	外国人家事使用人の雇用主たる外国人の要件の緩和については、「事業所の長又はこれに準ずる地位にある者」の範囲及び「病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの」の範囲について、平成21年3月から弾力的な運用を開始するとともに、運用の明確化と透明性の向上を図る観点から、当該措置について法務省入国管理局のホームページ上で公表している。	法務省 厚生労働省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
914	保育所入所要件の見直し	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項、第39条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条	平成21年中に結論	<p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 保育所の「保育に欠ける」という入所要件の見直しについて、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。</p> <p>〔第14次提案等に対する対応方針（平成21年2月27日）〕 平成20年12月16日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告（案）を提示しており、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれているところ。 本報告書案については、平成21年の早い時期に、保育事業者等で構成する検討会での議論を経た上で、同部会でのとりまとめを目指す方向となっている。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成20年中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	<p>平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告が取りまとめられ、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討すること、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれたところ。 今後、この第1次報告に基づき、さらに詳細な検討を進めるため、少子化対策特別部会の下に保育第一専門委員会及び保育第二専門委員会を設置したところであり、これらの議論を踏まえて、必要な制度改革等を行っていく。 なお、この新たな制度体系の構築については、平成20年12月24日に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」の工程表においても、少子化対策の柱立ての中で位置づけられ、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされている。</p> <p>※「第15次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定</p>	厚生労働省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
405 805	地方独立行政法人による博物館設置・運営の実現	博物館法（昭和26年法律第285号）第2条、地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第21条、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第4条	平成21年9月までに結論	<p>文部科学省として、博物館の登録制度については、引き続き検討を続けるが、博物館法第29条に規定されている博物館相当施設である場合については、地方独立行政法人が設置及び管理を行う施設においても、申請に基づき博物館相当施設として教育委員会が指定を行うことが博物館法上は認められることができるものと考えている。</p> <p>総務省としては、当該博物館相当施設の業務を行うためには、地方独立行政法人法施行令の改正が必要と考えているが、地方独立行政法人の対象業務を拡大することについては、行政改革の観点から、国の独立行政法人において、廃止・統合や民営化を含め組織・業務について極力縮小する方向で見直すこととされていること等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>以上、提案内容について、文部科学省と総務省において、協議を行いつつ、検討を行う。</p>	対応困難	<p>地方独立行政法人の対象業務を拡大することについては、行政改革の観点からは、慎重に考える必要がある。特に、国の独立行政法人について、廃止・統合や民営化を含め、組織・業務について極力縮小する方向で見直すこととされている中において、地方独立行政法人の業務範囲に新たに博物館等を追加することについては適当ではないと考えている。</p> <p>また、地方独立行政法人の設立は、当該事務について、廃止、民間譲渡、指定管理者制度の導入が困難な場合に限り検討すべきものである。この点、今回、提案者が指定管理者制度の問題点として指摘する点については、指定期間の長期化や、開館日等について指定管理者の自主性に委ねた取組を可能とするなど、指定管理者制度の適切な運用により十分対応可能である。</p> <p>このことから、今回の提案については、対応困難である。</p>	総務省 文部科学省